

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年10月22日
発信課	子育て助成課
担当者	對馬
連絡先	電 話 0166-25-9107
	FAX 0166-26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	募集
日 程	12 月 15 日 ～ 1 月 29 日
発表項目 (行事名)	令和3年度入学生・在学生 旭川市奨学金・入学仕度金の貸付希望者募集
	令和3年度入学生・在学生を対象に、旭川市奨学金及び入学仕度金貸付希望者を募集いたします。報道くださるようお願いいたします。 旭川市では、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金及び入学仕度金をお貸ししています。 奨学金制度は、進学又は在学されている学生・生徒本人に貸し付けし、卒業の1年後から10年以内に返還をしていただくものです。 また、入学仕度金制度は、進学を希望される学生・生徒の保護者に貸し付けし、入学した年度の1月から起算して貸付金額に応じた期間内に返還していただくものです。 ○対象の学校 高校、高専、准看護師を養成する高等専修学校等、専門学校(修業年限2年以上)、短大、大学 (通信制を除く) ○募集要項 別紙のとおり ○受付期間 令和2年12月15日(火)～令和3年1月29日(金) 午前8時45分～午後5時15分 ※ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除く。 (申請用紙は令和2年11月16日(月)から子育て助成課でお渡しします。) ●制度改正点 令和2年度貸付分から次のとおり一部制度が改正されました。 ・入学仕度金 ①貸付限度額を引き上げ、返還期間を延長しました。(高校(公立)を除く) ②返還開始時期を入学年度の7月から1月へ繰り延べしました。 ・入学仕度金と奨学金共通 ①連帯保証人の居住要件を旭川市内から北海道内へ拡大しました。 《配布・受付・お問い合わせ》 旭川市子育て支援部 子育て助成課 奨学金担当 旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階 電話 0166-25-9107(直通)
添付資料	有 奨学金・入学仕度金 募集要項 各1部 ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

令和3年度 旭川市奨学金 申込みのご案内

～高校・大学・専門学校等へ通う方（奨学生）に，
修学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・
令和2年12月15日（火）
～令和3年1月29日（金）

土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25-9107（直通）

令和3年度 旭川市奨学生募集要項

1 応募資格等

次の条件を満たす方

- ・保護者の住所が旭川市である（奨学生は旭川市以外の市町村在住でも可）
- ・修学に必要な資金の調達が困難である
- ・品行方正である
- ・他の同種の奨学金制度を利用しない

2 貸付額（無利子でお貸しします）

	区分	国公立	私立
高校等	高校，高専（１～３年）， 高等専修学校（准看・中卒）等	月額7，000円 (年額84，000円)	月額11，000円 (年額132，000円)
大学等	大学，短大， 専門学校（修業年限2年以上）， 高専（４～５年生） 高等専修学校（准看・高卒）等	月額24，000円 (年額288，000円)	月額33，000円 (年額396，000円)

※大学院，通信制学校，1年制の専門学校等は対象になりません。

3 奨学金の交付について

6か月分を年2回に分けて，申請者（奨学生）の口座へ入金いたします。

貸付時期：高校等 5月連休明け及び9月上旬

大学等 4月下旬又は5月連休明け及び9月上旬

4 返還について

卒業の翌年の4月から10年以内で返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【返還例：10年間月賦払い（120回払）の場合】

区分	貸付額	返還額
高校（私立） 3年間貸付けを受けた場合	396，000円	月額3，300円
大学（私立） 4年間貸付けを受けた場合	1，584，000円	月額13，200円

5 お申し込み

(1) 受付期間

令和2年12月15日（火） ～ 令和3年1月29日（金）

受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除きます。

(2) 申し込み方法

子育て助成課（旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階）の窓口へご持参ください
(持参以外は受付できません。)

(3) 申し込みに必要なもの（提出書類）

①奨学金貸付申請書

- ・申請書は貸付けを受ける本人（奨学生）が署名・押印してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が2名必要です（1名は保護者）。

《保護者以外の連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》

ア) 北海道内に住所のある方

※後日、本籍が記載された住民票を提出いただきます。

イ) 独立の生計を営む方

※住民登録地が同一の場合は、別生計の証明が必要です。

ウ) 貸付金返還の責任を負うことができる方

※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の返還義務を負うことになるため、保証能力のない方は連帯保証人にはなりません。

②同一生計の方全員の収入状況を証明するもの（令和元年1月～12月のもの）

- ・源泉徴収票の写し
- ・確定申告書の写し

※上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書

③申請者（奨学生）と生計を一にする者全員の住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄等の省略のないもの

※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

※申請書提出の際は、申請書に押印した奨学生の印鑑をご持参ください。
書類に不備があった場合、訂正印として使用します。

6 申請後の手続きについて

合格通知書の写し（在学中の方は在学証明書）を提出していただきます
（提出期限などの詳細は、申請書類を提出されるときにご案内します）。

4月上旬 貸付けが決定した方に、決定通知書と提出書類（借用証書など）の案内をお送りします。内容をご確認のうえ、期日までに書類を提出してください。
※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止することがありますので、送付された書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

5月上旬 1回目の貸付金交付を行います。

※大学等に進学予定の方で要件を満たす方は、4月下旬に貸付けを行うことができます。
希望される方は事前にご相談ください。

※貸付決定とならなかった方には「補欠のお知らせ」により、その後の手続きについてご案内しますので確認してください。

※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要ですので、必ずご連絡ください。

7 次年度以降の貸付手続きについて

貸付けを受けられた方には毎年2月に継続貸付けの案内をお送りします。
継続貸付希望の有無にかかわらず所定の手続きが必要ですので、ご確認ください。

8 貸付けの停止、廃止

奨学生が次の事項に該当した場合は、貸付けを停止又は廃止することがありますので、必ず担当へご連絡ください。

- (1) 正当な理由なく休学し、又は退学したとき。
- (2) 操行が著しく不良となったとき。
- (3) 傷病その他の事由により、成業の見込みがないとき。
- (4) 他の奨学金の貸付けを受けたとき。
- (5) 奨学生の保護者が市外へ転出したとき。

9 返還の猶予又は免除

奨学生が次の事項に該当した場合は、奨学金の返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

- (1) 進学したとき。
- (2) 疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が困難であるとき。
- (3) 死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (4) 心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～ ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください ～

旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）

25－9107（直通）

令和3年度入学者 旭川市入学仕度金 申込みのご案内

～保護者の方に、入学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・

令和2年12月15日（火）

～令和3年1月29日（金）

土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25－9107（直通）

令和3年度入学者 旭川市入学仕度金等貸付希望者募集要項

1 応募資格等

次の条件を満たす保護者の方

- ・旭川市に住所がある
- ・子どもが高校・専門学校・大学等に入学予定
- ・入学に必要な資金の調達が困難
- ・他の同種の仕度金制度を利用しない

2 貸付額（無利子でお貸しします）

	区 分	国公立	私 立
高校等	高校，高等専門学校 高等専修学校（准看・中卒）等	100,000円	300,000円以内
大学等	大学，短大 専門学校（修業年限2年以上） 高等専修学校（准看・高卒）等	500,000円以内	

※大学院，通信制学校，1年制の専門学校等は対象になりません。

※10万円単位で貸付額をお選びいただけます。

3 入学仕度金の交付について

合格決定後，合格通知書の写しや借用証書等の必要書類を提出いただいた後，約3週間で申請者（保護者）の口座へ入金いたします。

4 返還について

入学した年度の1月から，貸付額に応じた返還期間内で返還していただきます。
月賦などの分割払いが可能です。

【返還例】

貸付額	最長返還期間（回数）	返還額
100,000円	5年（60回）	月額1,600円（初回5,600円）
200,000円	6年（72回）	月額2,700円（初回8,300円）
300,000円	6年（72回）	月額4,100円（初回8,900円）
400,000円	7年（84回）	月額4,700円（初回9,900円）
500,000円	8年（96回）	月額5,200円（初回6,000円）

5 お申し込み

(1) 受付期間

令和2年12月15日（火） ～ 令和3年1月29日（金）

受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除きます。

(2) 申し込み方法

子育て助成課（旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階）の窓口へご持参ください。

（持参以外は受付できません。）

(3) 申し込みに必要なもの（提出書類）

①入学仕度金等貸付申請書

- ・申請書は、貸付けを受ける保護者本人が署名・押印してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が1名必要です。

《連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》

ア) 北海道内に住所のある方

※後日、本籍が記載された住民票を提出いただきます。

イ) 独立の生計を営む方

※住民登録地が同一の場合は、別生計の証明が必要です。

ウ) 貸付金返還の責任を負うことができる方

※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の返還義務を負うことになるため、保証能力のない方は連帯保証人にはなりません。

②同一生計の方の収入状況を証明するもの（令和元年1月～12月のもの）

- ・源泉徴収票の写し
- ・確定申告書の写し

※上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書

③申請者（保護者）と生計を一にする者全員の住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄等の省略のないもの

※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

※申請書提出の際は、申請書に押印した保護者の印鑑をご持参ください。
書類に不備があった場合、訂正印として使用します。

6 申請後の手続きについて

2月中旬頃に貸付者を決定し、「決定通知書」により必要書類や提出期限についてご案内しますので、確認してください。

合格発表後、合格通知書がお手元に届きましたら、期日までに書類（合格通知書の（写し）、借用証書など）を提出してください。

※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止することがありますので、送付された書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

※貸付決定とならなかった方には、「補欠のお知らせ」によりその後の手続きについてご案内しますので、確認してください。

※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要です。必ずご連絡ください。

7 貸付けの取消

貸付けを受けた方又は生徒等が、次の事項に該当した場合は、貸付けを取り消し、未返還金を直ちに返還していただくことがあります。

- （１）偽りその他不正な手段により、入学仕度金等貸付けの決定を受け、又は入学仕度金等の交付を受けたとき。
- （２）入学仕度金等を貸付けの目的以外に使用したとき。
- （３）正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
- （４）操行が不良なとき。
- （５）入学仕度金等の返還を怠ったとき。
- （６）応募資格に該当しなくなったとき。
- （７）入学仕度金等貸付けの目的が失われたと認められるとき。

8 返還の猶予又は免除

貸付けを受けた方が次の事項に該当した場合は返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

- （１）疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が著しく困難なとき。
- （２）死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- （３）心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～ ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください ～

旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）

25－9107（直通）